

## 平成 28 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 28 年第 3 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 28 年 9 月 27 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 大 辻 直 樹

主任 ・ 原 口 浩 一

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	中 西 豊 和
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 28 年 9 月 定例会 (第 3 回)

第 4 回継続会

## 本会議 会議録

平成 28 年 9 月 27 日

水 卷 町 議 会

## 平成 28 年 第 3 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 28 年 9 月 27 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 28 年第 3 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開会いたします。

### 日程第 1 同意第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、同意第 1 号 水巻町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

同意第 1 号 水巻町教育委員会委員の任命について。教育委員会委員、藤崎さゆり氏の任期が平成 28 年 9 月 29 日をもって満了となることに伴い、後任として、福田広子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定により、議会の同意を求めます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。同意第 1 号 水巻町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、同意第 1 号は、同意することに決しました。

## **日程第2 認定第1号**

**議長（白石雄二）**

日程第2、認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**決算特別委員長（柴田正詔）**

認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月9日、13日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で認定しましたことを、ご報告いたします。

**議長（白石雄二）**

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13番（古賀信行）**

13番、古賀です。私がいつも言ってますように、私は反対の立場から意見を述べます。

1つは、平成27年度に使われた工事予算においても指名競争入札でした。そういう点で、指名競争入札が行なわれたという点で、1点は反対です。

もう1点は、私はいろんな全国のデータを集めています。新聞やテレビで。私自身も大企業で働いてきたから、それに基づいて、そういう町の政治を見ているわけです。そういう点においては、やっぱり橋の欄干にいたしましても、高さが足りなかったら溶接して継ぎ足すとか、いろんな方法あるわけです。そういう点で、無駄な金が使われたと思って、反対の意見を述べます。以上です。

**議長（白石雄二）**

井手議員。

**9番（井手幸子）**

9番、井手幸子です。日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行ないます。

安倍・自公政権は、社会保障費の削減路線をますます加速させ、地方公共団体にその窓口としての役割を担わせようとしています。今後、町民の生活と健康を守るための防波堤となるような町の施策がますます求められます。

さて、安倍政権による2015年度国家予算は、安倍政権が「地方創生」の取り組みを進めると

して、地方財政へ多額の財源を投入しました。消費税率の値上げに伴う地域経済の疲弊を補うための地方経済対策費 1 兆 5 千万円、地方の新規事業の財源として「新型交付金」4 千 200 億円などの新交付金が交付されました。

当町においても当初予算と比較して、地方消費税交付金が 1 億 4 千万円増、地方交付税が 3 億円増、国庫支出金が 2 億円増、合計 6 億 4 千万円と町税の増額により、十分とは言えませんが、多様な町民要求を実現させる財源となりうる条件がありました。

町は平成 27 年度、この財源を活用して小中学校のエアコン設置、PTA から要望が出されていた猪熊・えぶり小学校の通学路改修工事、不十分ではあったにしろ、水巻駅のバリアフリー化も長年にわたる町民の要求を実現させる一方、コミュニティバスの運行など、町民が直面する多様な要望に応えるべき決算とはなっていません。

次の 4 点について指摘したいと思います。

1 番目に、普通建設事業費の増額についてであります。普通建設事業費は、前年度比 5 億 3 千 415 万円増で 12 億 5 千 73 万円、約 1.7 倍にも膨れ上がりました。

鯉口・高松団地のエレベーター設置工事については、平成 28 年 3 月議会において 711 万円という多額の専決処分が提出されました。高額の仕事変更をなぜ専決処分にしなければならなかったのか。工事変更の内容を見ても、当初計画において執行部が十分に検討を重ねていれば、当初予算に組み入れることもできたのではないかという疑問が残ります。

このような、予算議決後に追加される多額な専決、補正予算について、緊急の場合を除いては、事前に執行部で十分に検討していただいて議会に提出するべきではないでしょうか。そうでないと提示された予算額に対して議決されたものが、専決処分により決算額が膨れ上がる可能性があります。「議員必携」でも専決処分について、「議会としては、その慎重な運用を真剣に見守らなければならない」と明記してあります。

道路照明・防犯灯 LED 化については、平成 27 年度当初予算審議でも反対討論を行ないましたが、当初 6 千万円で計画されていたものが、平成 27 年度決算で 9 千 270 万円、平成 28 年度分も含め 1 億 4 千万円と一挙に 2 倍以上使われています。

同時に中央公民館についても LED 化が空調施設改修工事とともに行なわれました。道路照明・防犯灯の LED 化事業には国の補助金がありましたが、中央公民館の LED 化については補助がなく、町単費で約 2 千 250 万円使われました。ただでさえ平成 27 年度は建設費が膨らんでいる中での、多額の出費となっています。

わが党は LED 化に反対するものではありませんが、2 年間という短年度による巨額の LED 化のための投資には疑問を持たざるをえません。

また、決算特別委員会では、当初予算に計上されていなかったサイクリングロード補修工事 767 万円について尋ねました。執行部は、修繕費の中に計上していました、と答えましたが、本当に必要な工事であれば、事前に何らかの説明をする必要があったのではないのでしょうか。

今議会で計上されたみどりんぱあーく専用駐車場整備工事費の補正予算についても同じことを指摘したいと思います。

2 つめは、扶助費についてであります。扶助費は国が社会保障制度に基づいて生活困窮者、高齢者等に交付する経費や、町独自の施策による対象者に給付される経費です。平成 27 年度決算

では、扶助費の増減率は前年度比の6.4%と、普通建設費の74.5%と比較して低いものとなっています。

扶助費は高齢化による社会保障費の自然増、また町民の多くが賃金・年金収入が減る中、子どもの貧困や、国による高齢者の医療・介護など福祉サービスが低下する現状において、健康と生活を守る地方自治体の役割として、しっかりと予算をつけて積極的に取り組むべき問題です。平成27年度決算ではそれを補う十分な決算とはなっていません。橋梁・道路改修工事、LED化も必要な施策ですが、直面している町民の困難を解決するようなお金の使い方に改めるべきだと考えます。

3つめに、南部循環バスについてです。平成27年度決算では、南部循環バスの赤字補填分1千600万円が計上されています。バス運賃の収益は年間約300万円にとどまり、以前から利用しにくいと声があった路線の見直しもなく、一向に改善される見通しもつかないまま放置されている状況です。

バス運行開始から今年で8年が経過し、総額約1億2千800万円のお金が使われたこととなります。1億円以上ものお金を費やすのであれば、早い時期に町民の声に耳を傾け改善し、コミュニティバスの運行を開始して、町民の声に応えるべきだったのではないのでしょうか。委員会においてもコミュニティバスの運行について、美浦町長は「走らせるつもりはない」と断言し、町民の要求に背を向ける姿勢を取り続けています。

4番目は、教育問題についてです。平成27年度決算では国の方針によるICT教育が進められ、全額国庫補助で1千291万円が使われました。これから子どもたちが生きていく上でコンピューターを学ぶことは欠かせませんが、同時に現在直面している子どもの貧困、学力の格差を是正する施策が必要です。

平成27年度決算では小中学校のエアコン設置に1億8千万円使われ、教育費としては大幅な増額となりましたが、子どもたち1人ひとりに向き合うためのソーシャルワーカーや加配など、教職員の配置について「教員が見つからなかった」とはいえ、十分なものではありません。

以上4点を指摘して、平成27年度一般会計決算について、反対といたします。

## 議 長（白石雄二）

住吉議員。

## 10 番（住吉浩徳）

10番、住吉です。さつき会を代表いたしまして、認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

まず、賛成とする理由の1点目として、7月、約2週間にわたり、監査委員によりすべての課が決算監査を受けた結果、代表監査から「各会計とも予算の目的に沿って執行されており、係数に誤りもなく正確で、年度末における収支残高も金融機関発行の残高証明書により、適正に保管されていることを確認した。」との報告がなされました。私どもも、執行部の説明を受けるとともに、決算書や決算概要など関係の書類などから、監査からの報告同様、予算の目的に沿った事業の執行が適正になされているものと確認いたしました。

2点目といたしまして、平成27年度も国民健康保険事業特別会計に対し、赤字を補てんするため、一般会計から1億2千万円もの法定外繰り出しを行なっています。にも関わらず、一般会計においては財源不足による財政調整基金からの繰り入れを行なわないで黒字決算を確保している点です。この一般会計からの赤字補てんがなければ、国民健康保険税の引き上げは避けて通れず、加入者の負担軽減に大きく寄与しているものと考えます。

3点目として、決算特別委員会において、平成27年度の決算状況や各事業が詳細かつ丁寧に報告され、十分に審議されました。その中で特に注目したのが、財政指標のうち財政構造の弾力性を示す、経常収支比率の改善です。この経常収支比率が平成27年度は83.9%と、決算概要にも示されたとおり、過去10年を見ても最も良く、また遠賀郡内でも一番良い数値となっています。

この要因は、町税や地方交付税といった歳入における一般財源の増収によるもののほか、歳出においては職員の皆さんが義務的な経費の圧縮に努めた行政運営を行なっているからだと考えております。そのような努力により、臨時的または投資的事業のほか、新たな町民ニーズにも対応できるようになったと思います。

これも平成17年、平成18年、当時の矢野町長が悪化する財政状況を憂い、将来の水巻町のために断行したあの行財政改革が、今もなお美浦町政に継承されてる証であると考えます。

また、そのことを顕著に示している指標と言えるのが、「住民1人当たりの地方債現在高」や「人口1千人当たりの職員数」です。これらの指標も郡内では最も少ない値になっており、この事は効率的かつ計画的な財政運営を行なっていることを示していると思います。

最後に、「的確な未来への投資」です。平成27年度の投資的事業は、老朽化が進む公共施設等の改修が多く行なわれました。中央公民館空調改修工事や、両中学校体育館耐震化工事のほか、町営住宅外部改修工事、吉田大橋橋梁改修工事など、施設の用途を維持するために必要な事業を行なっております。全国的に見ても公共施設の老朽化への対応は、各自治体とも頭を抱え、大きな問題となっています。本町でも例外ではないと思っております。

人口減少が進展する中、施設を補修して使い続けるのか、統合または廃止するのか、将来の負担とならぬよう、議会としても町長はじめ執行部とともに、この課題に取り組んでいく必要があると思っております。

しかし、そのような中でも、新たな投資的事業として、高齢者や体が不自由な方が望んでいた町営住宅へのエレベーター設置やJR水巻駅バリアフリー化事業が行なわれました。

また、私も今回の議会で一般質問にあげましたが、防犯灯についても平成27年度から2か年計画で2千920基ある町内の防犯灯のすべてをLED化する事業を行ない、平成28年度にも完了すると伺っております。まさに「安全で明るい町」「人にやさしい町」を実現するものであると感じております。また、町民の方からも声をいただいております。

さらに、保護者からの要望が最も大きかった、念願の町内全小中学校のクーラー設置についても、美浦町長の英断で事業実施が決まり、平成27年度は3年計画の2年目で、伊左座・吉田の2つの小学校と水巻中学校南校舎での設置が完了いたしました。

平成28年度には7つの小中学校すべてにおいてクーラー設置が完了するとのことで、これら多くの事業を行なったことから、私も少し心配になり、遠賀郡内における平成27年度の普通会



計歳出決算に占める「普通建設事業費」の比率を調べてみました。その結果、水巻町は歳出決算に占める割合は13.3%と4町の中でも最も低い比率でした。他の3町よりも2%から4%低いというものです。

このような根拠ある数値を見ると、本町の投資的経費が決算規模に対して、決して多いわけではなく、町民の方のニーズに応えながらも老朽化する施設やインフラ整備に的確かつ適正な投資が行なわれていることが良く理解できました。また、納得もいたしました。

以上のことから、私どもさつき会は、認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算に賛成をいたします。以上です。

## 議 長（白石雄二）

他にありませんか。廣瀬議員。

## 3 番（廣瀬 猛）

3番、廣瀬です。新政会を代表いたしまして、認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の一般会計決算は、歳入歳出とも前年度を上回り、実質収支は約3億5千500万円の黒字決算となっています。

歳入につきましては、町税や地方交付税、地方消費税交付金が大幅に増加し、前年比2.2%の増となっています。このうち、町税の増につきましては、法人町民税が一部企業の好調な業績により大きく増加したことが大きな要因であります。私は町税の収入が大きく改善したことを高く評価したいと思っております。

平成27年度の町税収入率は、現年度分、滞納分合わせて96.3%となっており、前年度に比べて1.2%上昇しております。特に滞納分は、前年度から10%近く改善されておまして、これは滞納整理など、職員の皆さんの日頃の地道な努力が実を結んだ結果だと思っております。今後も引き続き税収確保のため、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に歳出でございますが、投資的事業費や扶助費の増加により、こちらも前年度から2.2%の増となっております。事業ごとの意見につきましては、先ほどさつき会の住吉議員が述べられた意見と重複しますので省略いたしますが、平成27年度も前年度に引き続き、福祉、教育、生活環境、都市基盤などの各分野で様々な事業に取り組み、山積みする行政課題の解決に向けた予算執行が行なわれたと評価しております。

美浦町長就任以降、町民ニーズに応えるために、小中学校へのエアコン設置など新たな投資的事業にも多く取り組んでおられますが、町の借金である町債の発行額は毎年減少を続けています。平成27年度末起債残高につきましては、臨時財政対策債の増加によりわずかに増加していますが、投資的事業に伴う建設債は年々減少しており、10年前の半分近くまで減っております。

また、積立基金の残高も普通会計全体で43億5千800万円となっており、北九州市との水道事業統合のために財政調整基金などを大きく取り崩す以前の平成23年度末残高を上回る状況となっています。その結果が、財政の健全化を図る指標である実質公債比率や将来負担比率を低

く抑える要因となっており、健全な財政運営が行なわれている証だろうと理解しております。

最後になりますが、監査委員の意見にもありましたように、平成28年度以降につきましても、限られた財源の中で、住民サービスの向上に向けた効率的・効果的な行政運営を行なっていたべくようお願いいたしまして、認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算に、新代会として賛成といたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第1号 平成27年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は、挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

### **日程第3 認定第2号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第3、認定第2号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

#### 決算特別委員長（柴田正詔）

認定第2号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月9日、13日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で認定しましたことを、ご報告いたします。

#### 議 長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

#### 13番（古賀信行）

毎年、国保も含めて、介護、それから後期高齢者、多額のお金が出費されているんです。それを、出費を抑えるためには、私がいつも言いますように、年寄りに生きがいを与えること、そしてお年寄りに仕事を与えること、それは和歌山県のみなべ町や、長野県の全市町村の例が示しているとおりに、年寄りに生きがい与えたり仕事を与えたりすれば、国民健康保険税や、

後期高齢者の税金が下がっているわけです。県下においても大木町なんか、そういう年寄りのくつろぐ場所を作ったばかりで、大幅に介護保険なんか下がってるわけです。

そういう点で、町長を始め執行部、議員も、そういう町民の健康づくりとお年寄りに仕事を与えるということは大切じゃないかと思うんです。

先日、私はいい勉強しました。久留米市が素晴らしいことをやってるんです。それを市の広報に載せてました。それは、空き家の見回り、空き家の手入れ、それは全部シルバー人材センターでやらせますということを久留米市の広報に載せてたんです。

私、嬉しかったんです。何てお年寄りに優しい行政やろうかと思ったんです。そういう年寄りにできる仕事は年寄りにやらせる、そういう目配り気配りを執行部及び私ら議員が作り出しに行かないかと思って、賛成意見といたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第2号 平成27年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成全員と認めます。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

#### **日程第4 認定第3号**

##### 議 長（白石雄二）

日程第4、認定第3号 平成27年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

##### 決算特別委員長（柴田正詔）

認定第3号 平成27年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、9月9日、13日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で認定しましたことを、ご報告いたします。

##### 議 長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。小田議員。

## 7 番（小田和久）

7 番、小田です。日本共産党を代表して、認定第 3 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べます。

この制度は、多くの国民の批判を無視して、2008 年 4 月から強行導入されて以来、2 年ごと改訂の保険料は、3 回連続で上がり続けてきました。

また、この制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付けています。これ以上存続させてはいけないことを述べて、反対いたします。以上です。

## 議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第 3 号 平成 27 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定とすることに賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、認定第 3 号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第 5 認定第 4 号**

### 議 長（白石雄二）

日程第 5、認定第 4 号 平成 27 年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

### 決算特別委員長（柴田正詔）

認定第 4 号 平成 27 年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9 月 9 日、13 日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で認定しましたことを、ご報告いたします。

### 議 長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。認定第4号 平成27年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成全員と認めます。よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決しました。

## **日程第6 認定第5号**

**議長(白石雄二)**

日程第6、認定第5号 平成27年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**決算特別委員長(柴田正詔)**

認定第5号 平成27年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月9日、13日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で認定しましたことを、ご報告いたします。

**議長(白石雄二)**

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13番(古賀信行)**

私は長年、ずっと町の公共工事を全部やないけど、できるだけ見て回るようにしています。

**議長(白石雄二)**

古賀議員、賛成ですか。反対ですか。

**13番(古賀信行)**

賛成です。賛成の立場からですね、で、見て回ってます。そして、まず一番気になっているのが、何回もここで述べましたように、入札業者と実際、工事業者が違うのが半数以上あるんです。私はいつも思うんですよ。町民にも話しますけど、直接入札業者が仕事をすれば、もっと工事単価が安くなると。なぜかと言うと、下請けは、そこでピンハネがあるわけですね。

中には1億円以上の仕事が、頃末北のそこの本管理めたんですけど。井上金物埋めたんです

けど、あれ、1億円以上の仕事やったんですけど、宮崎組が受けたんですけど、実際、仕事したのは全部愛媛県のナンバーでした。その他いっぱいおいてますけどね。そういう点で、やっぱりもう少し、役場のそういう職員がピシッと監督して、1円でも安くなるように努力してもらいたいと思います。

それから、先日の私、決算委員会で述べましたように、同じ道路の穴掘っても、水巻は現在下水道ですけど、上水道は北九州が管理してますけど、穴掘っても、後の簡易舗装のあれもまったく雲泥の差があるんです。そういう点で、やっぱりもう少し役場の職員が業者に対する厳しい態度、そういう姿勢も取ってもらいたいと思います。

まあ今回は賛成しますけど、以上です。

#### 議 長（白石雄二）

他に。討論を終わります。只今から採決を行ないます。認定第5号 平成27年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定とすることに賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成全員と認めます。よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決しました。

#### **日程第7 議案第31号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第7、議案第31号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

#### 総務財政委員長（津田敏文）

議案第31号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、9月21日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

#### 議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 31 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成全員と認めます。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 8 議案第 32 号**

議 長 (白石雄二)

日程第 8、議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長 (津田敏文)

議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、9 月 21 日に総務財政委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長 (白石雄二)

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 32 号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成全員と認めます。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 9 議案第 33 号**

議 長 (白石雄二)

日程第 9、議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正についてを、議題といた

します。本案は、文厚産建委員会に付託していましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

**文厚産建委員長（柴田正詔）**

議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正について、9 月 20 日の文厚産建委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 33 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 10 議案第 34 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 10、議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。津田委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、9 月 21 日に総務財政委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

**議 長（白石雄二）**

文厚産建委員長。柴田委員長。



## 文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、9 月 20 日に文厚産建委員会に関する所管事項につきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

## 議 長（白石雄二）

関係の各常任委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、日本共産党を代表して、委員会審議で保留といたしておりましたので、本議案につきまして、本会議採決に際し、賛成の立場から討論を行ないます。

私は、総務財政委員会での審議において、みどりんばあーくの専用駐車場整備工事費 700 万円、猪熊小学校北校舎防音サッシ改修工事費に 750 万円などの高額な工事を、前年度繰越金を財源に、補正予算で次々と執行しようとする執行部の姿勢は、町民の納得を得られるものかどうかと考へ、委員会採決では保留の態度を取りました。

文厚産建委員会での審議においても、本 2 つの工事がどうしても補正予算に計上しなければならぬ、緊急かつ必要なものであったということについて、わが党を納得させるに十分な説明ではなかったと考へております。

なぜ今、700 万円もの高額な工事を補正予算で上げるのか。担当課長が説明されたように以前から住民や利用者から多くの苦情や要望が出ていたのならば、なぜ、中期財政計画に載せられなかったのか。あるいは今年度はどうしても取り組みたいと考へていたのならば、なぜ、当初予算で計上させられなかったのか。これらの点について、文厚産建委員会の審議では明らかにされませんでした。

わが党は、委員会審議終了後、本日の採決にあたり執行部に説明を求めました。駐車場予定の農地の農振地域除外の福岡県の決定には申請後も時間がかかると予測され、今年度内に決定が下りないことも想定されるため、未定なものを当初予算には計上することができなかつたと説明がされました。

しかし、地権者とは 6 月 30 日に土地の賃貸契約が結ばれ、7 月 1 日から今年度いっぱい来年 3 月末日までの土地の賃貸料約 50 万円はすでに支払われておりました。町長が言われたように地権者の協力が得られるかどうかはわからない、未定の時点でありながら土地の賃貸料だけは当初予算で予算化され、その工事費は予算化されない。このことに、今ひとつわが党は疑問が残っております。

また、特に美浦町政になってからの建設事業費、土木費の伸びは大幅なものであるだけに、

補正予算において繰越金を財源に高額な工事費を計上することについて、わが党は厳しい目を持たざるを得ません。

しかし今回、駐車場の増設によって、町民を含めた町内外の多数のみどりんぱあーく利用者の利便性が向上することは否定することはできません。よって、本補正予算は賛成といたしますが、今後、町が行なう独自事業での補正予算計上にあたっては、その内容、必要性について、議会に対し、十分すぎるほどの説明を行なうことを執行部に求め、安易な繰越金の執行は慎むことを申し添え、本議案の賛成討論といたします。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。議案第 34 号 平成 28 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決いたしました。

#### **日程第 11 意見書第 11 号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第 11、意見書第 11 号 医療・介護分野における負担増と給付減の制度改悪を中止することを求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

#### 9 番（井手幸子）

医療・介護分野における負担増と給付減の制度改悪を中止することを求める意見書について、お手元の案文を読み上げて、提案説明といたします。

安倍内閣は、医療・介護分野で、あらゆる世代に負担増と給付減を押し付ける改悪案をまとめようとしています。

第 1 は、高齢者への大幅な負担増です。すでに 70 歳から 74 歳の医療費を 2 割に引き上げましたが、今度は 75 歳以上の医療費を 1 割から 2 割に引き上げようとしています。さらに 70 歳以上の医療保険や、介護保険の自己負担上限も引き上げ、75 歳以上の後期高齢者医療保険料の「特例軽減」を廃止し、低所得者の保険料を 2 倍から 10 倍にしようとしています。その上、介護保険利用料も 1 割負担から 2 割負担の対象を広げようとしています。

第 2 は「患者選択」の名で、現行の医療費窓口負担 3 割をさらに超える負担を求めるなど、際限のない負担増に道を開くことであります。「かかりつけ医」を創設し、「かかりつけ医」以外を受診すると、1 回 100 円から数百円を窓口負担とは別に徴収する。実質負担が 4 割にもなる場合もあり、健康保険法の「将来にわたり 7 割給付を維持」という規定にも反します。

第 3 は、保険給付を縮小し、自己負担に置き換えることであります。介護では、要介護 1・2 の訪問介護の生活援助と通所介護の「保険外し」を検討しており、要支援サービスの「保険外

し」に続くもので、ベッドなど福祉用具の貸与も全額自己負担とする計画であります。

第4は、都道府県ごとの医療費・介護費の「地域差」を口実にした削減であります。都道府県に「地域医療構想」や医療費の「適正化計画」を策定させ、病床削減や入院期間の短縮を進めようとしています。退院・在宅復帰を進めるため、一般病床に居住費負担を導入し、今年4月実施の食事代値上げと併せて1日1千700円、1か月5万1千円もの負担となることが示されています。

こうした状況の中で多くの国民からは、介護保険に対する不安の声があがっています。

よって、水巻町議会は国に対し、医療・介護分野における負担増と給付減の制度改悪を中止するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。賛同者は小田議員、岡田議員であります。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、提出をいたします。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行いません。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行いません。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行いません。意見書第11号 医療・介護分野における負担増と給付減の制度改悪を中止することを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第11号は、否決いたしました。

#### **日程第12 意見書第12号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第12、意見書第12号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

#### 8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書、意見書第12号

についての提案説明をさせていただきます。

先日、今年の6月2日でしたか、NHKのクローズアップ現代でもこの奨学金問題が取り上げられました。ここにも書いてありますように、いまや18歳以上の過半数が大学に進学するという時代になりまして、その大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しているという状況です。

そして、昔かつてでありましたら、終身雇用制というのがありまして、借りても返せるという保障がございましたが、今、学生は就職難や非正規労働というものが増加して、その返済に大変苦しんでおります。この水巻町内でも多くの親御さん、また、学生ご本人も大変苦しい思いをしながら返済等、悩まれている方もいらっしゃると思っております。

そういうことで、この奨学金制度の充実や、教育費負担の軽減についての意見書は、各地方議会でも次々と、国に対して、わが市、わが町でのことに関するということで挙げられてきております。ぜひ、この水巻町議会でも、現実に大きな社会問題となっておりますように、水巻町民自体もこのことに悩んで、大きな悩みを抱えている大変な問題だと考えておりますので、ぜひ皆さんのご賛同を得ましてこの意見書を国会へと挙げていただきたいと思っております。

今回要望しておりますのは、ぜひ日本だけがないと言われている給付型の奨学金制度、これをまず導入していただきたいということと、当面、それが実現できるまでは無利子で、返済計画も元金にまず返済してほしいということ、また、学費は引き上げたり授業料の減免制度も設けていただきたいと、この3点を、要望を掲げております。

地方自治法第99条の規定に基づきまして、この意見書を挙げていただきたいと思っております。賛同議員は小田和久議員、井手幸子議員でございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。意見書第12号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第12号は、否決いたしました。

### **日程第 13 意見書第 13 号**

議 長（白石雄二）

日程第 13、意見書第 13 号 年金の適正な運用を求める意見書についてを、議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

7 番（小田和久）

7 番、小田です。年金の適正な運用を求める意見書について、提案説明をいたします。

一言で言うと、1 つは、無責任な積立金の運用をするなということと、今、2 か月に 1 回の支給ですけれども、これを 1 か月ごとにしてほしいという内容のものであります。案文につきましては、事前にお手元に配付しておりますので、参考にしていただきまして、できれば全員賛成のご賛同をお願いしたいというふうに思います。

地方自治法第 99 条の規定に基づいて、提出するものです。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長で、賛同者は岡田議員、井手議員となっております。よろしく申し上げます。

議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。意見書第 13 号 年金の適正な運用を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第 13 号は、否決いたしました。

### **日程第 14 意見書第 14 号**

議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 14 号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。松野議員。

#### 5 番（松野俊子）

意見書第 14 号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、水ノ江議員、久保田議員であります。内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をお願い申し上げます。

#### 議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。近藤議員。

#### 14 番（近藤進也）

内容はせつぱくなんですが、よく理解できない点がございまして。それは、チーム学校推進法というものがどういう法なのか、ご説明を願いたいと思います。

#### 議 長（白石雄二）

松野議員。

#### 5 番（松野俊子）

意見書の中に、一応列記してありますとおりで、法律の案文は書いておりませんが、今の現状の教員の業務が多方面にわたって、煩瑣な、大変な状況であるという、そういった背景がまず 1 点ありまして、2 番目に書いてありますように、教員の業務の適正化を促進する、それから、また 3 番目に書いてありますとおりで、部活動に多くのことを期待されるのではあります。現状は教員の休養日等々、犠牲にしながらも、また、その様々な外部講師等々を取り入れてはおりますが、きちんとした法のもとに運用されてるという、そういったことも、今のところなかなか法的にもきちんとされてないという、そういった学校を支える地域やアスリートの方たち等々、そういったことをきちんと法律化して学校を支えていく、また、4 番目にも書いてありますように非常に教員の方のうつ病だとか様々な点で、非常に健康面でも害されている教員の方が非常に多い。そういうことに対する健康づくりの法的な整備も特段なされてないという、そういった背景のもとに今、チーム学校推進法ということで、国会で提出、検討されてる予定ということでございます。

もし、その法律的な部分のきちんとした文章が必要であれば、ちょっと簡略化したものではございますが、議会事務局、議長に提出したいと思っております。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

近藤議員。

#### 14 番（近藤進也）

今、松野議員からの説明がありましたように、国会で審議されているものが、今ここで意見書として提出されるということにおきましては、当然、その法の整備の内容を吟味されたものというふうに解釈いたしております。

よって、後日お配りされる分は結構なのですが、やはり、その法に基づいた、この意見書ということであれば、私どもにおいてもその法の整備の内容をやはり十分把握したいという思いがありまして、事前にやはりその説明が配られるなり、あるいはこの場においてチーム学校推進法というものがどういうものなのかということ、理解を深めたいと思ひまして、お尋ねしたわけでございます。

その点、不十分な点があったのではないかと思います、この件につきまして今一度、もう一度、この推進法というものを、確認をしていきたいと思ひます。松野議員には、またそれを改めて皆さんにご説明がいただけるようお願い申し上げます、質問を終わります。

#### 議 長（白石雄二）

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

#### 8 番（岡田選子）

8 番、岡田選子です。チーム学校推進法の早期制定を求める意見書につきまして、反対の立場から討論を行ないます。

教育は自由な雰囲気のもとにあつてこそ花開き、特に授業は諸分野の学問的な到達に立った教員の自主性や創造性が保証されてこそ、子どもが感動させる、生き生きとした授業になるのではないかと私は考えております。

そのような立場から、今回、自民党・公明党が提出をし、現在継続審議中の「チーム学校運営の推進等に関する法律案」については、多々、各分野から問題点が指摘されております。

本意見書案にあります 2、3、4 項については賛成できるものとなっておりますが、1 項に上記法案の早期制定を求めるといことが書かれてあります。

この法案は 21 条からなっているものなのですが、19 条には、校長に対する権限の付与等として「国及び地方公共団体は、校長がチーム学校運営並びに学校の教職員等と学校の関係者等との連携及び協働の推進を円滑かつ適切に行なうことができるよう、校長に対する必要な権限の付与、その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とあります。「チーム学校」という名のもとに学校長に権限が集中し、上意下達教育体制づくりが敷かれることとなります。

意見書の 2、3、4 に書かれてあります教員の業務の適正化や、部活動での負担軽減のための環境整備、教員の長時間労働の見直しなどは当然必要なことですが、この「チーム学校推進法」の本質は、管理統制型の学校組織づくりではないか、教員と子どもたちが中心となった教育を後退させるものではないかとの、現場や有識者の皆さんからの不安の声も上がっております。

よって、わが党はこの意見書に反対いたします。以上です。

議長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

態度を保留いたしたいと思います。内容につきましては、1 のチーム学校の実現を図るために、「チーム学校推進法」を早期に設立させることと、この「チーム学校推進法」というものの定義がきちんと示されていない以上、成否、可否を付け難いというふうに思います。

また、2、3、4におきましても、決して悪いものとは思っておりませんが、やはり適正な判断を行なう上で、やはり、この法律がどういった整備の内容のものかということ、定義を確認した上で判断いたしたい。よって、この場におきましては態度を保留いたします。

議長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

私も態度を保留いたします。なぜかって言えば、1、2、3、4ありますけど、2、3、4は大賛成なんです。けど、1の部分が、まだ私にははっきり理解できませんから、態度を保留いたします。

議長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。意見書第 14 号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書についてを、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって意見書第 14 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 15 意見書第 15 号**

議長（白石雄二）

日程第 15、意見書第 15 号 無年金者対策の推進を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

6 番（久保田賢治）

6 番、久保田です。意見書第 15 号 無年金者対策の推進を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。提出賛成者は、水ノ江議員、松野議員であります。内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。



**議 長（白石雄二）**

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

この件は賛成の立場から述べますけど、この件は、年金の受給期間を 25 年から 10 年にすることは賛成ですけど、この件は、今国会において決まるかどうかわかりませんが、新聞やテレビでこのことを取り上げていたんです。この件は公明党さんの前回の、町議会もそうですけど、就学前の入学準備金の支給も取り上げたんですけど、それは共産党がずっと取り上げよったんです。だから、公明党さんの質問はタイミングいいんですね。

だから、本当にそういうこと考えれば、人が言うたからじゃなくて、独自にそういう研究・調査してもらって、事前からそういう運動を展開してもらいたいと思います。この案には賛成いたします。以上です。

**議 長（白石雄二）**

他に。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。意見書第 15 号 無年金者対策の推進を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって意見書第 15 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 16 委員会報告について**

**議 長（白石雄二）**

日程第 16、委員会報告について、去る 6 月定例会以降の各委員会において、審査・調査研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

**総務財政委員長（津田敏文）**

報告することはありません。

**議 長（白石雄二）**

文厚産建委員長。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。入江委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 議 な し —

質疑を終わります。

## **日程第 17 議員の派遣について**

議 長（白石雄二）

日程第 17、議員の派遣についてを議題といたします。会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について、報告いたします。

[ 「議長。」と発言するものあり。 ]

古賀議員。

### **13 番（古賀信行）**

この件について一言、述べさせていただきます。というのが、今、都道府県の議員が視察に行った件ですね、報告しなかったち問題になってますけど、わが町も一緒と思うんです。

なぜかって言えば、今、多くの市町村が、どこどこに報告行ってきましたちインターネットでそういう視察の報告してるところもあるんです。

私は議員だから、誰々がどこに行ったということはわかるんですけど、町民はまったくどこの議員がどこに行ったかわからないんです。どういう勉強したかもわからないんです。

だから、税金を使って行くんだから、どこどこの町に視察に行って、どういう勉強してきましたちいうことを、最低でも議会だよりで町民に知らせるべきやないかと思うんです。

そのことを述べまして、私の意見とさせていただきます。以上です。

## **日程第 18 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 28 年第 3 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 24 分 閉会